

# 議案参考資料

[令和3年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

企画課 企画戦略担当

## 議案名

議案第59号 桐生市過疎地域持続的発展計画の策定について

## 趣旨・目的

旧法の過疎地域自立促進特別措置法に基づく桐生市過疎地域自立促進計画の計画期間が令和3年3月31日をもって終了しましたが、引き続き過疎地域において総合的に対策を実施していくため、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(以下「新過疎法」という。)の規定により、桐生市過疎地域持続的発展計画を策定しようとするものです。

## 概要

桐生市過疎地域持続的発展計画は、新過疎法第8条の規定により、県の過疎地域持続的発展方針に基づき策定する計画です。

- 1 計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間
- 2 対象地区：桐生地区(平成の合併前の旧桐生市)及び黒保根地区(平成の合併前の旧黒保根村)
- 3 計画の基本方針：次の6つの項目を基本方針とします。
  - (1)産業経済の振興(産業、観光)
  - (2)福祉・健康の増進(福祉、健康、医療)
  - (3)教育・文化の向上(教育、生涯学習、芸術・文化、スポーツ)
  - (4)生活環境の向上(環境・安全・安心)
  - (5)都市基盤の整備(都市基盤)
  - (6)基本方針推進のために(協働、行政運営)

## 背景・経過

前計画の桐生市過疎地域自立促進計画の計画期間が令和3年3月31日をもって終了し、令和3年4月1日に施行された新過疎法において過疎地域の指定要件が見直され、黒保根地区に加えて桐生地区が過疎地域に指定されました。このような中、過疎地域において総合的に対策を実施していくため、桐生市過疎地域持続的発展計画の策定作業を進めてきました。このたび、令和3年7月に実施しました意見提出手続(パブリックコメント)を経て、本計画をとりまとめました。